

みんなの社プリ～教科書太字の確認～ No.5
 古代までの日本 古代国家の歩みと東アジア世界

<律令国家の成立と平城京>

- (1) 701年、唐の律令にならって定められた決まり。
- (2) 律令に基づいて政治が行われる国家。
- (3) 有力豪族が天皇から高い位をあたえられてなった身分。
- (4) 710年に、奈良に造られた都。
- (5) 平城京を造るとき手本になった、唐の都。
- (6) 平城京に都が移されてから、後に京都に都が移るまでの時代。
- (7) 天武天皇のころ発行された、日本最初の銅銭。
- (8) 唐にならって発行された、右の絵の貨幣。



(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	
(7)	
(8)	

<奈良時代の人々の暮らし>

- (1) 律令の決まりに基づいて、6年ごとに作られた、全国の人々を登録した名簿。
- (2) 戸籍に基づいて、6歳以上の男女に農地を割り当て、死ねばその土地を返させた制度。
- (3) 班田収授法によって、割り当てられた農地。
- (4) 収穫量の約3%の稲を納める税。
- (5) 成人男子にかかる、布や地方の特産物などを納める税。
- (6) 調を都に運ぶときに付けられた、木の荷札。
- (7) 成人男子にかかる、労役のかわりに麻の布などを納める税。
- (8) 成人男子が負担する、年間60日以下の地方での労役。
- (9) 成人男子が3年間、九州北部の警備をする兵役。
- (10) 農地の開墾をすすめるために743年に出された法令。
- (11) 墾田永年私財法によって貴族や寺社が広げた私有地の呼び名。

(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	
(6)	
(7)	
(8)	
(9)	
(10)	
(11)	